

# 結核予防指定医療機関 生活保護指定医療機関

(手続きが不要なもの) (通知書配布後お問い合わせ頂いたもの)

- 結核予防指定医療機関

保健所に確認したところ、変更申請は不要です。

- 生活保護指定医療機関

呉市が職権で変更しますので、手続きは不要です。

※上記の内容については、9月上旬に発行いたします「住居表示再整備ニュース第6号」でみなさまにお知らせいたします。

# 小児慢性特定疾病指定医療機関

(手続きが**必要**なもの) (通知書配布後お問い合わせ頂いたもの)

- 小児慢性特定疾病指定医療機関  
変更届の提出が必要です。  
変更届の様式は、呉市ホームページにあります。  
「住居表示変更通知書」を添付し、保健所保健総務課にご提出ください。

呉市ホームページ [www.kure.lg.jp](http://www.kure.lg.jp)

組織で探す → 福祉保健部 保健総務課 → 届出・申請 →  
指定医療機関の指定医の申請手続き(小児慢性特定疾病医療  
費助成制度)

※上記の内容については、9月上旬に発行いたします「住居表示再整備  
ニュース第6号」でみなさまにお知らせいたします。